

都市公園内における民設民営型集会所設置に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市公園法(昭和31年法律第79号。以下「法」という。)、都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)、佐倉市都市公園条例(昭和47年佐倉市条例第31号。以下「条例」という。)及び佐倉市都市公園条例施行規則(昭和47年佐倉市規則第34号。以下「施行規則」という。)に定めるもののほか、都市公園(法第2条第1項に規定する都市公園をいう。以下同じ。)内における民設民営型集会所の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「集会所」とは、近隣住民を含めた都市公園利用者が集会等のために利用する施設で、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の規定により市長に認可を受けた自治会、町内会等の地縁による団体(以下「自治会等」という。)が設置する公園施設(法第2条第2項第9号に規定する公園施設をいう。以下同じ。)をいう。

(基本方針)

第3条 都市公園内の集会所の設置は、その設置に相当の理由があり、公園施設として、都市公園の全体計画及び景観への配慮がなされ、かつ、当該都市公園の機能の増進に資すると認められる場合に限り許可するものとする。

(設置対象公園)

第4条 集会所の設置を認めることができる都市公園は、住区基幹公園又は都市緑地のうち、面積が5,000平方メートルを超えるものとする。ただし、次に掲げる場合は認めないものとする。

- (1) 当該都市公園の整備・改修計画等に支障がある場合
- (2) 集会所を設置することにより当該都市公園の広場機能が確保できなくなる等、利用上又は管理上支障がある場合

(設置許可申請)

第5条 法第5条第1項前段の規定により集会所の設置の許可を受けようとする者又は同項後段の規定により許可を受けた事項の変更の許可を受けようとする者は、同項に規定する申請書に運営計画書、図面、概観図その他市長が必要と認める書類を添付して提出しなければならない。

(設置許可基準)

第6条 集会所の設置を許可する場合の基準は、別表第1に定める設置基準及び別表第2に定める運営基準による。

(設置費用及び管理費用の負担)

第7条 集会所の設置費用及び管理費用は、集会所設置者が全額負担するものとする。

2 前項の集会所設置者の負担に対し助成金があるときは、集会所設置者が受領することを妨げない。

(設置に関する調整)

第8条 複数の自治会等の区域に接する都市公園又は都市公園の利用圏と自治会等の区域が一致しない都市公園に集会所を設置しようとする場合は、法第5条第1項の規定による設置許可の申請をする前に集会所の設置の許可を受けようとする者が周辺の自治会等に対して十分な周知を行い、その意見を検討の上、反映するよう努めるものとする。

2 前項の規定は、法第5条第1項後段の規定により許可を受けた事項の変更の許可を受けようとする場合について準用する。ただし、市長が認める場合はこの限りでない。

(設置許可の期間)

第9条 集会所の設置許可期間は、10年以内とする。ただし、更新することを妨げない。

(原状回復)

第10条 集会所の設置許可期間が満了したとき（設置の許可が更新された場合を除く。）又は集会所を廃止したときは、集会所設置者が集会所を撤去し、直ちに原状に回復しなければならない。

(寄附の禁止)

第11条 集会所は、市に寄附できないものとする。

(集会所の利用規約等)

第12条 集会所設置者は、別表第2に定める運営基準に基づき、利用規約等を定め、その周知を図るものとする。

(集会所の名称及び表示)

第13条 集会所の名称は、集会所を設置する都市公園の名称を冠したものと

し、集会所の外壁等に表示するものとする。

(管理運営責任者の届出)

第14条 集会所設置者は、集会所の維持管理を行う管理運営責任者を定め、市長に届け出なければならない。

(庁内審査委員会の設置及び審査)

第15条 法第5条第1項の規定による申請の内容を審査するため、庁内審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。

- 2 審査委員会は、別表第3に掲げる職にある者をもって組織する。
- 3 審査委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は副市長を、副委員長は都市部長をもって充てる。
- 4 審査委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。
- 5 会議は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 6 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 7 審査委員会の庶務は、都市部公園緑地課において処理する。

附 則(平成30年3月1日決裁29佐公第378号の1)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則(平成30年3月29日決裁29佐行第587号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年2月28日決裁佐公第368号)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則(令和4年 月 日決裁佐公第 号)

この要綱は、決裁の日から施行する。

別表第1（第6条関係）

- 1 申請者が自治会等であること。
- 2 集会所を設置しようとする都市公園内に既設の集会所がないこと。
- 3 集会所を設置しようとする都市公園周辺の住民に対し、十分な周知を行い、その意見を検討の上、反映するよう努めること。
- 4 集会所の建設面積と既設の公園施設の建設面積の合計が都市公園の面積の2パーセントを超えていないこと。
- 5 平屋であること。
- 6 都市公園の利用者の利便に供する機能を有しており、その利用対象者を制限しないこと。
- 7 都市公園の機能を損なわず、都市公園と一体的な利用が可能な位置に設置すること。
- 8 集会所の外観が集会所を設置しようとする都市公園の景観と調和したものであること。
- 9 設置、運営、修繕等に係る費用を集会所設置者が負担でき、資金計画が明らかになっていること。
- 10 バリアフリー及びユニバーサルデザインに配慮した設計であること。
- 11 集会所の利用者のために過大な駐車スペースを設置しないこと。

別表第2（第6条、第12条関係）

- 1 集会所設置者が管理及び運営を行うこと。
- 2 一般市民が利用できる運営を行うこと。ただし、集会所設置者の公益活動のために優先利用枠を設定できるものとする。
- 3 住居として使用しないこと。
- 4 営利、宗教の布教、勧誘等、施設の目的にそぐわない使用をしないこと。
- 5 愛護会等を組織し、集会所が設置されている都市公園の清掃、除草等の管理を行うこと。この場合において、愛護会等が管理を行う範囲は、2,500平方メートル以上（当該集会所の敷地面積を含む。）とすること。ただし、都市公園の自然的条件その他の事情から市長が特に認めるときは、市と集会所設置者が協議して定める範囲とする。
- 6 集会所設置に伴い発生したトラブルは、集会所設置者が責任を持って処理すること。
- 7 駐車スペースを設ける場合は、特定車両の専用駐車場にしないこと。
- 8 集会所利用に伴う路上駐車が発生しないよう対策を講じること。
- 9 集会所の利用実績及び収支報告書を市に毎年度提出すること。
- 10 法、条例その他関係法令を遵守すること。
- 11 その他運営に関する事項は、市長と協議の上、定めること。

備考 第5項における愛護会等が管理を行う範囲においては、市は、清掃、除草等の管理を行わないものとする。

別表第3（第15条関係）

副市長

都市部長

都市計画課長

公園緑地課長

自治人権推進課長